

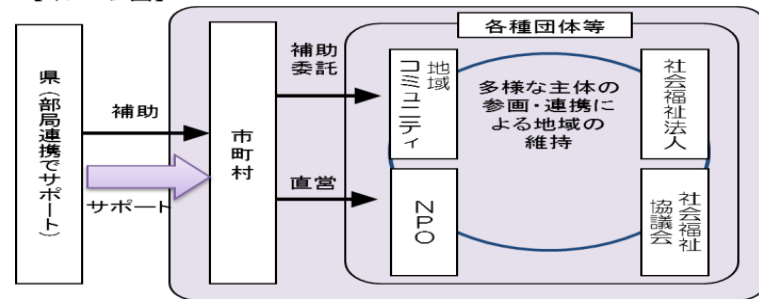
# 住み続ける中山間地域生活サポート事業

中山間地域に安心して住み続けることができるよう、市町村が地域コミュニティ、NPO法人、社会福祉法人等の各種団体等と連携し、合わせ技を活用する「小さな拠点づくり」に向けた取組（仕組みづくり）を支援。

合わせ技の例：「日用品の移動販売」と「地域の見守り活動」  
「産直市の開設」と「地域外交流」

事業期間：平成28年度～平成31年度

【イメージ図】



## 「小さな拠点づくり」

### 生活機能の確保

地域運営スーパー、移動販売、高齢者配食サービス  
見守りサービス 等

### 地域産業の振興

地域資源を活かした特産品づくり、販路開拓  
産直市開設、集出荷体制構築 等

### 生活交通の確保

デマンド型乗合タクシー、公共交通空白地有償運送 等

### 拠点整備

廃校等を改修し、買い物や医療等の機能・サービスの維持・集約と併せ、  
産直市等の地域産業の活動場所として整備

#### ■対象事業

①市町村が各種団体等と連携して実施する生活に必要な諸機能の維持・確保や地域資源を活かしたコミュニティビジネスを進める取組（仕組みづくりのための調査・検討等を含む。）

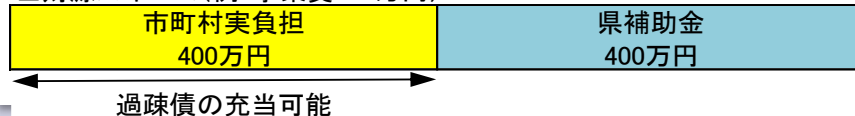
②①の実施のために必要となる施設整備、車両及び備品購入費

※いずれの場合も、原則、該当地区の地区計画に位置付けられている事業

■補助率：補助対象事業費（市町村負担）の1/2以内

■補助限度額：400万円 ※最大2年間支援

■財源スキーム(例:事業費800万円)



※交通対策課の地域生活交通総合支援事業

※別紙のとおり

# 住み続ける中山間地域生活サポート事業(拠点整備)

## 過疎債ハード交付金 (翌年度交付)

◆ 過疎債ハード起債により、交付税措置をうける事業の市町村負担分の1/2を補助。



補助対象	中山間地域の過疎地域で行う拠点整備
対象経費	「小さな拠点づくり」に必要な施設整備時の工事費等
補助率	市町村負担分の1/2(起債額の1.5/10)
補助上限	10,000千円(事業費20,000千円以上の事業に限る)
活用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、該当地区の地区計画に位置付けられている取組を行う拠点を整備する事業であること</li> <li>・複合的な機能を備えた施設であること (例：交通結節点+マーケット機能)</li> <li>・事業終了後、5年間は拠点施設を活用した実践活動事例の報告を行うこと</li> </ul>

【例1】事業費(起債額)20,000千円

① 交付税措置額  
 $20,000 \text{千円} \times 0.7 = 14,000 \text{千円}$

② 県交付額  
 $20,000 \text{千円} - \text{①} \times 1/2 = \underline{3,000 \text{千円}}$

【例2】事業費(起債額)100,000千円

① 交付税措置額  
 $100,000 \text{千円} \times 0.7 = 70,000 \text{千円}$

② 県交付額  
 $100,000 \text{千円} - \text{①} \times 1/2 = 15,000 \text{千円}$   
 $15,000 \text{千円} > \underline{10,000 \text{千円}}$

H28~H31年度間で1市町村あたり、累計10,000千円までは複数活用が可能

## 県単交付金 (当該年度交付)

◆ 中山間地域内の非過疎地区に対し、H29年度と同様のスキームで県単補助。

◆ 対象経費、補助上限額、活用要件は過疎債ハード交付金と同様